

函館市社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査結果等に係る 情報公開実施要綱

第1 情報公開の目的

福祉サービス（函館市福祉サービスの適用に係る市民の苦情の処理に関する条例（平成12年函館市条例第66号）第2条に規定する福祉サービスをいう。以下同じ。）を利用しようとする者が社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査等（第2第1項各号に規定する指導監査および監査をいう。以下同じ。）に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資することを目的とする。

第2 情報公開の対象

この要綱に基づく情報公開は、第1項の指導監査等を第2項の法人および施設に対して実施した結果のうち、第3項の事項について行うものとする。

1 対象とする指導監査等

- (1) 函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱（平成17年10月1日施行。以下「社会福祉監査要綱」という。）第3条から第14条までの規定に基づく指導監査
- (2) 函館市介護保険サービス事業者等監査要綱（平成24年4月1日施行。以下「介護保険監査要綱」という。）第3条の規定に基づく監査
- (3) 函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（平成24年4月1日施行。以下「障害福祉監査要綱」という。）第3の規定に基づく監査

2 対象とする社会福祉法人および社会福祉施設等

- (1) 函館市が前項第1号の指導監査の対象とする社会福祉法人および次に掲げる社会福祉施設
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設および授産施設
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホームおよび軽費老人ホーム
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設および福祉ホーム
 - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する母子生活支援施設および保育所
- (2) 函館市が前項第2号の監査の対象とする介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設および特定施設のうち前号イである施設
- (3) 函館市が前項第3号の監査の対象とする第1号ウの施設

3 対象とする指導監査等の結果

- (1) 社会福祉監査要綱第12条の規定により「文書指導」とした指導内容
- (2) 介護保険監査要綱第3条第6項および第7項ならびに障害福祉監査要綱第3第7項の規定により勧告した内容または改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められ文書で通知した事項

第3 情報公開の方法等

1 情報公開の方法

この要綱に基づく情報公開は、第1号から第5号までに掲げる事項を函館市のホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 指導監査等を実施した社会福祉法人または社会福祉施設の名称
- (2) 指導監査等の種類および実施日
- (3) 指導監査等の実施結果（文書指導の有無およびその要旨）
- (4) 前号の結果に対する改善状況
- (5) その他必要と認める事項
- (6) 第4号の改善状況は、文書指導に対する報告（以下「改善報告」という。）の内容等に応じ、次の用語で表示するものとする。
 - ア 文書指導に係る改善が完了したと認められる場合 改善済
 - イ 文書指導に係る改善に着手しまたは着手する意思が明示され、改善が見込まれる場合 改善見込み
 - ウ 文書指導に係る改善に着手する意思が認められない場合または正当な理由なく報告期限を過ぎても報告がない場合 未改善

2 情報公開の事前通知

- (1) 第2第1項各号の指導監査等の実施について通知する際には、この要綱に基づく情報公開の実施について、併せて通知するものとする。
- (2) 第2第1項各号の指導監査等の結果（第2第3項各号に該当するものに限る。）について通知する際には、この要綱に基づき情報公開を行う文書指導の要旨およびその修正に係る手続きについて、併せて通知するものとする。

第4 その他

1 社会福祉法人の現況報告書等

社会福祉法人は、インターネットを活用して、現況報告書ならびに添付書類である貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書または事業活動収支計算書をいい、社会福祉法人新会計基準を適用するまでの間のこれらに相当する書類を含む。）を公表しなければならないこととされており、この要綱に基づく情報公開の実施に当たっては、福祉サービス等を利用しようとする者がこれらの情報についても容易に得られるよう配慮するものとする。

2 その他

この要綱に基づく情報公開に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。